

太田市新田菊花大会実行委員会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊花大会が市民に安らぎ及び潤いを与え、かつ、観光客の誘致及び菊栽培の後継者の育成に寄与していることに鑑み、新田菊花大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、新田菊花大会事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部について太田市新田菊花大会実行委員会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、報償費、推進費、需用費、研修費、建設費及び事務費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた実行委員会は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた実行委員会については、同日後も、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。